			イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
			AI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
			イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012
			AI_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
			イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012
			AI_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00108
			イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099
三　港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{30} (C_n \times D_n)}{6{,}030\text{ 円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例

			イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001
			AI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
			イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012
			AI_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
			イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012
三　港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{29} (C_n \times D_n)}{6{,}140\text{ 円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例